

鳥取縣公報

訓令

昭和十五年四月十九日
第千二百二十三號

金曜日

大キサ國定規格A5判

◇鳥取縣訓令甲第十一號

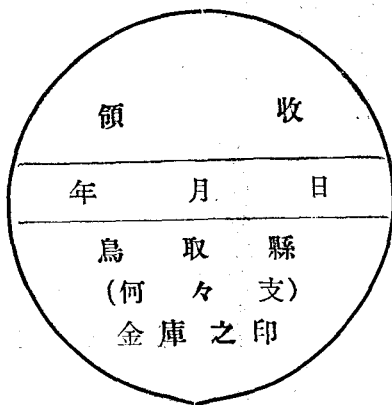
昭和二年三月鳥取縣訓令甲第十六號收支命令者縣出納吏及縣金庫ノ印章中左ノ印章ヲ追加シ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年四月十九日

收	支	命	令	者
縣	出	納	吏	
縣	金	庫		

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

三、縣金庫印章(直徑十二ミリメートル)



備考

一 年月日ノ字體ハアラビヤ文字ヲ用ユ

二 縣廳派出所ハ右ニ做フ

◆鳥取縣訓令甲第十二號

- 總務部 部長
- 學務部 部長
- 財務部 部長
- 市町村立青年學校校長
- 市町村學校組合管理者

昭和九年四月鳥取縣訓令甲第七號中左ノ通改正ス

昭和十五年四月十九日

- 市町村立幼稚園長
- 市町村長

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

第一條ヲ左ノ通改ム

恩給法第五十九條第三項但書ニ基ク青年學校及幼稚園ノ教育職員ヨリ縣經濟ニ納付スベキ納金ハ俸給支拂ノ際當該市町村長又ハ市町村學校組合管理者ニ於テ引去ルベシ

第四條ヲ左ノ通改ム

前二條ノ恩給法納金納額明細書ハ青年學校及幼稚園ニ區分調製スルモノトス但シ追納ノ場合ハ其ノ追納アリタル當期(當月)分ニ加算スベシ

第五條ヲ左ノ通改ム

青年學校長及幼稚園長ハ本則第一條ニ依ル教育職員ニ新任、休職、退職等異動アリタルトキハ及之ニ給セララル俸給加俸ニ變動アリタルトキハ其ノ都度關係財務出張所長ニ之ヲ通知スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式中左ノ通改ム
 一 小學校(幼稚園及小學校ニ類スル各種學校ヲ含ム)實業學校(公民學校)毎ニ小計スベシトアルヲ
 一 青年學校及幼稚園毎ニ小計ヲ附スベシニ改ム
 第二號樣式中左ノ通改ム
 市町村教育職員納金臺帳
 何青年學校又ハ何幼稚園
 教諭又ハ何ニ何某

告 示

◆鳥取縣告示第二百六十六號
 勞働統計毎月實地調査令第十二條ニ依リ本縣ニ設置セラレタル勞働毎月調査員左ノ通任免アリタリ
 昭和十五年四月十九日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

解任並任命年月日	解任	調査員氏名	任命調査員氏名
昭和十五年三月三十日	中 井 哲 藏	荒 木 道 之	

◆鳥取縣告示第二百六十七號

米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ
 昭和十五年四月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

囑託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
谷口 孝市	健代 市次	東伯郡大誠村	東伯郡大誠村役場	昭和十五年四月十三日
妹尾 善夫	長谷川 博三	西伯郡幡鄉村	西伯郡幡鄉村役場	同
富永 龜雄	古木 忠次	西伯郡手間村	西伯郡手間村役場	同

◆鳥取縣告示第二百六十八號
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼育スル生後三ヶ月以上ノ畜牛ニ對シ氣腫疽豫防液ノ注射ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ日時及場所ニ牽付注射ヲ受クベシ
 昭和十五年四月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

注射月日	注射場所	注射區域	牽付時刻
四月二十四日	日野郡石見村神戸上	日野郡 石見村	午前八時
同 二十五日	同 同 下石見	同 同	同
同 二十六日	同 福榮村福塚	同 福榮村	同

同 二十七日	同 同 同	同 同	同 同
同 二十八日	同 多里村多里	同 多里村	同 同
同 二十九日	同 同 同	同 同	同 同
同 三十日	同日野上村三榮	同日野上村	同 同
五月一日	同 同 霞	同 同	同 同
同 二日	同 山上村茶屋	同 山上村	同 同
同 三日	同 同 同	同 同	同 同
同 四日	同 黒坂町黒坂	同 黒坂町	同 同
同 五日	同 同 久住	同 同	同 同
同 七日	同日野村本郷	同日野村	同 同
同 八日	同 同 同	同 同	同 同
同 九日	同 根雨町 日野郡 畜産組合	同 根雨町	同 同
同 十日	同 同 同	同 同	同 同

氣腫痘豫防注射日程表

注射月日	注射場所	注射區域	牽付時刻
同 十一日	同 二部村福岡	同 二部村	同
同 十二日	同 同 二部	同 同	同
同 十三日	同 同 同	同 同	同
同 十四日	同 溝口町金屋谷	同 溝口町	同
同 十五日	同 家畜市場	同 同	同
同 十六日	同 同 同	同 同	同
四月二十四日	日野郡石見村神戸上	日野郡 石見村	午前八時
同 二十五日	同 同 下石見	同 同	同
同 二十六日	同 福榮村福塚	同 福榮村	同
同 二十七日	同 同 同	同 同	同
同 二十八日	同 多里村多里	同 多里村	同

◇鳥取縣告示第二百七十一號
 日野郡日野村本郷耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ
 昭和十五年四月十九日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◇鳥取縣告示第二百七十二號
 日野郡八郷村久古原耕地整理組合換地處分ノ件認可セリ
 昭和十五年四月十九日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◇鳥取縣告示第二百七十三號
 昭和十五年一月二十三日附厚生省告示第八號、第二十五號ノ規定ニ依リ左ノ組合ヲ指定ス
 昭和十五年四月十九日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 鳥取縣土木建築請負業組合聯合會

◇鳥取縣告示第二百七十四號
 貸金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ鳥取縣土木建築請負業組合聯合會ヨリ申請ニ係ル貸金協定ノ
 件昭和十五年四月十七日左ノ通許可セリ
 昭和十五年四月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

申請者
 鳥取縣土木建築請負業組合聯合會
 一 協定貸金適用地域
 鳥取縣 一 圓
 一 事業ノ種類
 土木業、 建築業
 (1) 基本給並貸金基準

職能別	賃金其ノ他		月給日給 請負ノ別	基本給		賃金基準	摘要
	男	女		請負	有無		
大工	二圓以下	一圓	日給	二圓	有		
石工	二圓以下	一圓	日給	二圓	有		
石積	三圓以下	一圓	日給	三圓	有		
左官	二圓以下	一圓	日給	二圓	有		
木挽	三圓以下	一圓	日給	三圓	有		
土工部屋人夫	二圓以下	一圓	日給	二圓	有		

01044

人	夫	同			一	以八				農繁期
人	夫	同			一	以八				
人	夫	同			一	以六			以〇	農閑期
人	夫	同			二	以七				
鐵	力	工	同		二	以七				
建	具	工	同		二	以五				
壘	工	同	同		二	以五				
表	具	工	同		二	以五				
塗	師	同	同		二	以六				
葦	屋	根	職	同	二	以六				
瓦	屋	根	職	同	二	以八				
畜	職	同	同		三	以〇				
鐵	筋	工	同		二	以八				
煉	瓦	積	工	同	三	以〇				
鍛	冶	職	同		三	以五				

01045

荷馬車挽(金輪)	同		七	以〇				荷馬車付
荷馬車挽(護謨輪)	同		八	以〇				同
荷馬車挽	同		二	以五				荷車付

備考

- 一 一日ノ就業時間ハ純勞動時間ヲ九時間トス
- 二 早出殘業ノ場合ハ一時間ニ付一割増トシテ計算スルモノトス
- 三 賄ヲ爲ス場合ニ在リテハ一日(三食)七拾錢以内、一食ノ場合ハ貳拾參錢トシテ計算シ基本給ヨリ控除スルモノトス

四 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金額算定ニ當リテハ最高基本給ノ額ニ五割ニ相當スル額ヲ加

ヘタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ各單價ヲ定ムルモノトス

(2) 昇給

規定ナシ

○鳥取縣告示第二百七十五號
 熊本縣八代郡植柳村大字植柳字假尾臨濟宗圓通釋庵境内墓地ハ今回河川改修工事ノ爲メ改葬スル事ト爲リタルモ縁故者不明ノモノアルニ付同墓地ノ有縁者ハ本年四月末日迄ニ管理者通釋任職徳永圓應宛申出ツベク若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ適宜管理者ニ於テ改葬スベキ旨照會アリタリ
 昭和十五年四月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

○鳥取縣告示第二百七十六號
 愛知縣名古屋市中區裏門前町三丁目一七、墓地ハ今回道路新設ノ爲メ改葬ヲ要スル事トナリタルモ縁故者不明ノ墳墓アルニ付キ同墓地内ノ有縁者ハ四月末日迄ニ管理者福壽院住職加藤晁堂宛申出ラレベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜措置スベキ旨照會アリタリ
 昭和十五年四月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

○鳥取縣告示第二百七十七號
 健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス
 昭和十五年四月十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

被保險者證	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタル被保險者證 交付年月日	無効トナリタル被保險者證 年月日	備考
-------	--------	------------------	-----------------------	---------------------	----

鳥ひ	三二	坂本三木治	鳥取市東品治町日ノ丸自動車株式會社	一〇、三、一三	一五、三、二
同	四五	加島護	同	一一、二、一三	一五、三、一〇
氣たい	一六	美濃敏次	氣高郡青谷町玉川和紙製造販賣合資會社	一五、一、二七	一五、二、一
日をは	六	皆尾孝一	日野郡石見村大倉 鑛山	一四、三、九	一五、一、三〇
鳥と	三一	五木下岩藏	鳥取市西町鳥取木工株式會社	一五、三、一一	一五、三、一三
鳥たに	二	中川虎雄	鳥取市立川町高取 洋服店	一三、五、八	一五、四、六
鳥とく	一七	九寺田猛夫	鳥取市吉方鳥取家具工業株式會社	一一、六、三〇	一五、四、三
鳥ひ	五九	一高田静子	鳥取市東品治町日ノ丸自動車株式會社	一四、五、一一	一五、三、七
米よ	一、八〇	八渡邊小太郎	米子市久米町日本曹達株式會社米子製鋼所	一四、四、一九	一五、四、四
米よち	一二	四八田一郎	米子市明治町米子合同運送株式會社	一二、一〇、五一	一五、四、七
同	五	倉敷積	同	一〇、三、一六	一五、四、七

彙報

行 旅 死 亡 人

一 取 扱 者 高知縣高岡郡上ノ加江町長

一 死亡者ノ本籍、住所不詳

一 職業不明

一 年令推定三十才位

一 性別男、死亡年月日不詳

昭和十五年二月十五日前十一時頃上ノ加江町小暮鹽濱海濱ニ死体漂着ヲ發見死後五日位ヲ經過セルモノト認定

身長五尺三寸、頭髮顛面不詳

一 所持品現金六十一錢、茶色木綿縫縮袴一枚、ヒス黒帶一筋、ホル褌一枚、白色メリヤス一枚、毛糸腹巻一枚、ラクダ色毛糸シャツ一枚、ラクダ色毛糸ズボン一枚、メリヤス猿又一枚、黒足袋(白鳥印十文字)一足、黒皮小型褌口一個

死体漂着假埋葬ニ附ス

右心當リノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

行 旅 死 亡 人

一 取 扱 者 岩手縣氣仙郡赤崎村長

一 死亡者ノ本籍現住所 不詳

一 職業氏名 不詳

一 年令性別 年令不詳ナルモ推定七十歳前後男

一 死亡種別 死亡年月日 不詳

一 死体發見年月日 昭和十五年二月十一日發見

一 發見場所 氣仙郡赤崎村字佐野

一 着衣人相丈五尺一寸位瘦セタル方面長ク其ノ他並特徴脱腸アリ

一 着衣色褪セタル木綿縮ノ袴褌ヲ着ス

一 所持品 米三斗位鐵鍋現金五錢白銅一枚一錢銅貨二枚其ノ他參考事項 死後一週間經過シタルモノノ如ク顔面蒼白色トナリ身体紫黑色ヲ呈シ口唇上下鼠咬傷アルモ其ノ他内外共創傷ヲ認メズ小兒頭大ノ脱腸アリ

右昭和十五年二月十二日部落公葬地ニ假埋葬ニ付シ置キタリ心當リノ向ハ直接當該村長宛照會相成度

行 旅 死 亡 人

一 取 扱 者 德島縣美馬郡吹吹町長

一 本籍、住所、居所、職業、年令等不明ナルモ推定年令二十四五才位ノ男子ニシテ

一 右ニヨリ姓ハ中村ナランモ名不詳

一 人 相 身長五尺四寸位肥ヘタル方顔丸顔色白頭髮七三分口耳普通

一 着 衣 詰襟紺サリシ服上下、 上服ハケツトニ丸ノ中ニ中村ノ水唱印アリ空色カウターシャツ、毛糸シャツメリヤス、ズボン下及サルマタヲ着用ス

一 所持品 國防色上服一、中折帽子一、ロザン 口一、現金一圓拾四錢、水唱印(中村)

一 右昭和十五年二月二十八日午後十時三十分頃轢死

一 變死場所 德島縣美馬郡吹吹町大字穴吹驛ヨリ東方約三丁半

一 脇町警察署ヨリ検視官出張検視ノ上假埋葬ニ付シアリ

右心當リノ向ハ直接當該町長宛照會相成度

行 旅 死 亡 人

一 取 扱 者 長崎縣佐世保市長

二 本籍、住所、居所 不詳

三 氏名、年令、職業 不詳ナルモ推定年令三十才位ノ男子

(鮮人)

四 人 相 身長五尺五寸位面長キ方色赤黒キ方口鼻耳眼並眉濃キ方頭髮長髮刈手足並体格善キ方

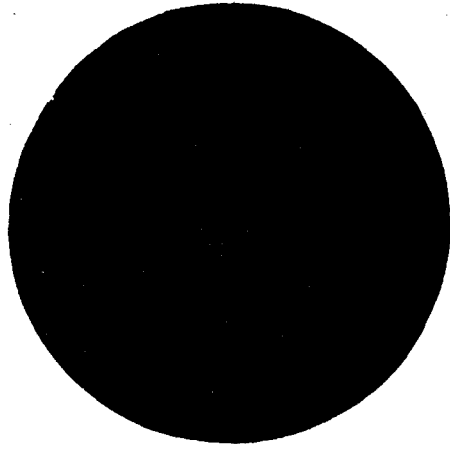
五 特 徴 右腕ニ花模様ノ刺青ヲナス

六 所 持 品 遺留品ナシ

右ハ昭和十五年一月十八日午前六時頃佐世保市内白岳町百四十四番地金本寅雄方ニ於テ傷害死セルモノニシテ身許不詳ニシテ引取人ナキ趣ヲ以テ同市島瀨町里川病院ニ於テ解剖ノ後所轄警察署長ヨリ行旅死亡人トシテ引渡ヲ受假埋葬ニ附ス

心當リノ向ハ直接當該市長宛照會相成度

事 變 特 報



舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

彙 報 第五十號

目次

- 一 事變下に仰ぎ奉る皇室の御仁慈……………(社會課)二頁
- 一 山地開墾地の土壤改良……………(農産課)二五頁
- 一 自給肥料の増産を圖れ……………(同)二八頁
- 一 戦時生活問答……………(時局課)三一頁
- 一 濕田の稻作増収法……………(農産課)三七頁
- 一 本年の生活設計……………(時局課)三八頁
- 一 滿蒙開拓青少年義勇軍(二)……………(社會課)四〇頁
- 一 支那事變國債第十五回郵便局賣出し……………(時局課)四四頁
- 一 廢品回収便利帳……………(同)四五頁
- 一 滿洲開拓青少年義勇隊 訓練所醫師募集……………(社會課)四八頁

汗て報國貯蓄て護國



事變下に仰ぎ奉る 皇室の御仁慈

日支の大事變始まつて茲に滿二年九ヶ月、足かけ四年となりまして輝かしい紀元二千六百年の春も耐となりました。今や支那の要衝は悉く我が陸海軍の占領するところとなりまして既にその大勢は定まり、近く汪精衛氏を首班とする支那新中央政權も去る三月三十日を以て南京還都の盛儀を行つて日滿支提携東洋の和平と防共に進進することになりました。今尙奥地に呻吟する蔣政權や、これを援助して東亞の新秩序建設を妨害し、どこまでも舊秩序の下に自己の私腹を肥やさうとする歐米の野望を考へますと、もとより本事變の前

途は遼遠であつて決して心を緩めることはいないのでありますが、しかし刻下の情勢は今や事變處理への一轉機を劃しつゝあるのでありまして、東洋永遠の平和の爲洵に慶賀すべきであります。

これもとより尊き御稜威の然らしむる所であることは勿論であります。又前線に於ける皇軍將兵が身も家も忘れて奮戦力闘、或は遂に護國の英靈となり或は傷痍を受くるに至つた滅私奉公の賜物でありまして、我々銃後國民の衷心感謝に堪へないところであります。

前にも申しますやうに、我が皇軍の收めた戦果はまことに驚異的なものであります。が今後この事變の跡始末を爲し、新秩序の建設を完うする爲には更に一層の容易ならぬ努力を要するものであります。我々國民としては撓まず屈せず總力を以てあくまでひた押しに押し進まなければなりません。それが爲には、もし我が國民一部の中にでも銃後の務が些なりとも事變初期の如くでないやうな徴候が現れるとするならば、

それはまことに由々しき一大事であります。思ふに壯烈にも戦場の花と散つた勇士の御靈は、どこしへに護國の神として靖國の御社に齋きまつられ、一億國民の無限の敬仰となつてゐます。日本人と生れ本懐これに過ぐるものはありませぬ。

しかし勇士なき後に残された遺族たちはどうでありませう。その父、を夫を、愛子を君國に捧げた人達は、興亞の聖業にもつとも愛する者を奉獻したる悲壯な名譽に生きつゝあるとは申しながら、頼るべき一家の柱石を失つた空虚はなか／＼充たされないことでありませう。

又、不幸手を失ひ足を失ひ、或は失明の不幸を見其の他種々な戦傷の爲に、あたたら若人の健康な身體の一部を皇國に献げてこれからの長い一生を、名譽の傷痕とはいへ不具の身として過さねばならぬ人達の上を思ふと、これまた吾々は満腔の敬虔と同情の念に打たれずには居られないのであります。

畏れ多き事ながら上 皇室に於かせられては

常に國民と其の休戚を共にし給ふことは今更申し上ぐるまでもないことでありますが、特に事變の上に深く御軫念あらせられます趣を漏れ承りますこと、眞に恐懼に堪へない次第であります。茲に 皇室の御仁慈の一端に觸れまして、ともすれば弛まんとする同胞お互の心のいましめと致したいと存じます。

聖上陛下には事變勃發以來夙夜宵衣肝食の御精勵は申すに及ばず、軍人援護の事については特に 御心を勞せられまして、事變のために貴き犠牲になつた戦病死者に對しましては此上なく不惑に思召され、曩に畏くも 勅語を賜りましたが、その中に

惟フニ戦局ノ擴大スル或ハ戦ニ死シ或ハ戦

ニ傷ツキ或ハ疫癘ニ瘡ルルモノ亦少カラス

是レ朕カ夙夜惻怛禁スル能ハサル所ナリ

と仰せられて居るのでありまして、千萬無量の御仁慈のほど全國民の齊しく感泣し奉る所であります。しかして又この勅語と共に御内帑金參百萬圓を下し賜つたのでありまして、これによつ

て恩賜軍人援護會が設立せられて居ることは皆財團承知のところでありませぬ。

事變の犠牲者に對しましては 天皇 皇后 兩陛下より辱くも陸海軍大臣を通じて夫々祭次米料金一封を下賜あらせられ、而して是等の英靈は之を靖國神社に合祀仰出され、護國の神として親しく御拜あらせられたのであります。更に 陛下には是等忠勇なる將兵の寫眞を御取り寄せになり宮中の奥深き御府に御保存になる旨仰出されたのであります。聖恩限りなく、忠魂以て瞑すべきであります。

又祖國の爲に遠く異境の天地に奮戦しつゝあります陸海軍將兵の上に深き大御心を垂れさせ給ひ、度々侍從武官を御差遣遊ばされて慰問あらせられて居りますが、其の都度委員に對して有難き恩賜品下賜の御沙汰を拜し、侍從武官が前線から歸還して上奏致します際には、持歸つた多數の寫眞を一々御覽遊ばされて「將兵は疲れては居らぬか」等と多くの御慈みの御言葉を

賜り、御感懷を御洩し遊ばさるゝ由拜承致しますこと、誠に畏れ多い次第であります。

特に昨年三月十四日には 大元帥陛下には臨時東京第三陸軍病院へ行幸あらせられまして、將兵の療養狀況をみそなはせられたのでありまして、將兵一同何れも天恩の宏大無邊なるに感激し、愈々再起奉公の決意を固くしたのであります。

戦歿者遺族の身の上や、その他一般願召軍人の家族の狀況についても常に 大御心を注がせ給ひ、時折り主管大臣から詳細に奏上せしめ給ふ外、全國の地方長官が會議の爲上京の御りに、宮中に召されまして特に銃後に於ける各地の實情を御聽取遊ばされると承つて居ります。

皇后陛下に於かせられましても亦事變發生以來種々の御仁慈を垂れ給ふて居るのであります。が、特に昭和十二年九月二十一日は出征及び應召の軍人家族遺族に對し

なくさめむことの葉もかなた、かひのにはを志のひてすくすやからを

といふ有難いおいつくしみの御歌を賜はりまし
た上、遺族家族を救護する目的を以て諸團體協
力して之が援護の實を擧ぐる趣を開召され、多
額の御内帑金御下賜の恩命に浴したのでありま
す。更に同年十一月十三日には戦死者の英靈を
弔ひ、其の遺族を慰めさせ給ふ思召を以て
やすらかにねむれとおもふ君のため

いのちさ、けしますすらをのども
といふ御歌を御詠み遊ばされ、又遺族にはこの
御歌と共に御紋菓を下賜あらせられました。が、
更に又一昨年十月三日には傷病兵に對し

あめつちの神ももりませいたつきに
いたてになやむますらをの身を
と云ふ有難き御歌を賜つたのであります。

その他折々の傷病兵御慰問の外、畏くも 陛
下には日夜女官を督勵し給ひ御手づからも繙帶
を御巻き遊ばされて傷兵に頼ち給ひ、又失明し
たり手足を失つた者に對しては特に 御心を惱
ませられて、それ〴〵義眼義肢を御下賜あらせ
られて居るのであります。

皇太后陛下には時に戦場の傷兵及び内地病院
にある傷病兵に御菓子を下賜あらせられ、又昭
和十二年十一月五日には畏くも赤十字社に行啓
あらせられまして親しく篤志看護婦の勤務状態
をみそなはせられました。

其の他親王殿下内親王殿下を初め奉り、各宮
殿下に於かせられましたも種々御慰問に御心を
勞せられますこと枚擧に遑はないほどでありま
す。

これ等の皇室の宏大無邊なる御仁慈は必ずや
傷痍軍人及び軍人遺族家族に對しまして無上の
感激となり、更にそれが第一線の將兵に反映致
しまして、三軍の志氣は愈々振ふに至ることと
信するのであります。我等國民たる者は正に
大御心を體し、益々軍人援護の事に精勵し、第
一線にありまして身命を投げ捨てて君國の爲に
戦ひつつある將兵をして、毫末も後顧の憂な
からしむるやう努める決心が肝要であります。

祖國愛に燃ゆる一億の國民が、皇室を中心と
して團結を固うし、協心戮力以て銃後に憂な

らしめますならば、必ずや我が國未曾有の國難
を突破し、東亞にわだかまる禍根を完全に艾除
して後世子孫の爲に圖ることを得、延いては幾
多英靈の偉勳に應へ、特に皇室の御殊遇に酬ひ
奉ることか出来る所以のものであると存する次
第であります。

× × ×



山地開墾地の 土壤改良

國家の健全なる發達は先づ食糧の自給から
といふことは常に眞理であるが、戦時に於ては
其の重要性は平時に幾層倍する。資源に恵まれ
ない我が國がよく長期の戦争に堪へて着々戦果
を収め、建設の歩を進めて行くことの出来るの
は全く國民食糧の豊富な御蔭であることは内外
人の等しく認める所であるが、『食糧だけは絶

對に大丈夫』といふ殆ど本能に近い我が國民の
確信も最近の米穀事情により動搖を來したかに
見えるのは、時恰も戦時下であり、食糧の豊富
なる供給が國防に對し一大支柱の役割を果しつ
ゝある點に鑑み、誠に憂慮に堪へない。

之が對策としては、あらゆる指導機關を動員
し、栽培法に關する知識技術の粹を注いで早急
に米穀の増産に努めねばならぬと共に、尙も開
墾可能な原野があれば之を拓いて耕地の擴張を
圖るべきであることは、耕地面積の狭少なる我
が國に於ては緊急不可缺のことである。

然し開墾は原野を變じて田畑とするだけでは
その目的は達せられない。開墾が作物の充分な
收穫を目的とするものなる以上、充分なる收
穫を擧げ得るでなければその目的を達し得たも
のとは云へないのであつて、この點未だその目
的を果してゐるとは思はれない。折角多大の經
費と努力をかけて開墾した田畑が、作物の生育
不良の故に農家の失望する所となり中には再び
荒野に還元する所すらあるのである。

土地の生産力が低い、換育すれば作物の生育が悪いと云ふことの原因に關しては從來可なり澤山の研究調査の成績があつて略々明にされ、即ち養分の不足、有害物の存在、土壤の酸性等が原因とされてゐる。この中有害物の存在は鑛山附近では屢々見られるが、これは稍々特殊のものであるから暫く措くとして、一般的には土壤養分の著しい不足、又は強度の酸性等に原因して

ゐると考へられる。如何なる種類の養分が特に缺乏してゐるか、酸性の程度は如何程であるかの概況を知る爲に岡山縣和氣・邑久・上房・勝田・英田五郡十一ヶ所に於ける同縣農事試験場の最近の山地開墾地の土壤についての調査成績と、同縣に於ける施肥標準調査による代表的土地二十八ヶ所の分拆成績の平均を比較すると次の如くである。

地 別	全窒素量 %	有 効		酸 度	
		燐 酸 %	加 里 %	PH	全酸度
岡山縣下十二點開墾地平均	〇・二八三	〇・〇〇六	〇・〇七一	四・八〇	三一・一
同縣下代表的土壤二十八點平均	〇・三二一	〇・〇二三	〇・〇六四	—	七・二

右表により開墾地土壤を代表的土壤と比較すれば兩者の差異を明瞭に識別することが出来る。即ち窒素含量は(腐植土は別として)著しく少く、其の瘠薄であることが客易に相像すること

が出来来る。燐酸は極めて微量であつて中には殆んど根跡に過ぎないものすらある。加里は窒素及び燐酸に比較すれば地質系統により一様ではない、比較的豊富と云ふことが出来るのである

養分並の問題以上に重大なことは開墾地土壤が酸性が著しく強いと云ふことである。調査した土壤の總てはPH五以下であり、全酸度に於ては代表的土壤の平均が七・二で之でも既に酸度高きに過ぎると考へられるのに、開墾地の平均は實に三三・一に及び、作物の種類にも依るけれども麥作の如きは不可能事に屬するといふことが出来る。酸性の程度は地質系統によつて異り如何なる場合でも常に右の如く強酸性であるとは限らぬけれども、古くは大工原博士の研究によつて、又可なり大規模に不良土の改良を圖つてゐる愛知縣を初め、各縣に於ける調査の結果に就て見るも、新に原野、山林を開墾した所は多くの場合強酸性と考へて大過はないやうである。開墾地土壤が右の如く種々の缺陷を有するとすると、これに對する確正なる地力補正の方法を行つてその土地の改良を行ふことが必要であることは云ふまでもないのであるが、その實際にあつては作物によつて要求する養分の量も違ひ、又酸性に對する抵抗力も一樣でないのだ

から、充分その土壤の分拆其の他の研究によつて具体的方法を樹立しなければならぬのである。専門當局の指導を得て實施すべきであるが、今參考の爲に二、三一般的の注意を記すと

- (1) 山地開墾地は一般に土壤が瘠薄であるから堆肥を多用して肥沃ならしめることが絶対に必要である。金肥ばかりでも施用量が適當であれば相當の收量を擧げることが出来るけれども施肥量の調節がむづかしく、作物が軟弱に育ちがちであつて、所謂良田と同様の收量を得ることは出来ない。
- (2) 正確なことは土壤調査の結果、待たねばならぬけれども、燐酸、石灰等は當初二、三年は相當思ひ切つて多量施すこと。之等は寧ろ肥料と考へず、土壤改良の材料と考へべきである。此點に不徹底な場合は早急に土壤を改良することは出来ない。
- (3) 窒素も其の地方の既耕地より稍々多く施す土壤の瘠薄から起る肥切れを防ぐこと。作物の種類によつて當然違ふけれども、既耕地に

01060

較べて追肥の時期、分量等にも特に注意しなければならぬ。

(4) 以上の諸點に注意しても、尙開墾當初は土壤が瘠薄なために分蘗が不良であつたり、莖が細く、穂が小さい等の傾向があるから、稲は株間を稍々狭くし、且一株の本数を幾分多くし、麥は播種量を多くする等一般栽培にも注意することが必要である。

(5) 開墾地は水稻すら生育が悪いのであるからまして麥は作りにくいといふので、少しく不便な所では殆ど二毛作を行はない傾向があるけれども、早急に土壤を改良しようと思へば是非裏作を栽培すべきである。麥は稻より肥料養分に對しては敏感であつて、土壤肥瘠の狀況をよく現はし、如何なる養分が不足してゐるかよくわかり、且速効性肥料を要求する分量も割合多いから、麥が相當よく出来るやうになれば自然に土壤も改良されたことになり稻の生育もよくなる。單に稻のみ栽培したものでより裏作を併せ行つたものの方が早く

よくなる例は屢々見る所である。



自給肥料の増産を圖れ

米穀を初め各種農産物の生産増加は農村の重要な任務であるが、殊に戦時下戦線の將兵、並に銃後國民の食糧を確保し毫も不安なからしむべき重大な責務である。而して之は農村のみが持つ光榮ある仕事でもある。

戦時食糧問題の重大性に鑑み、政府では十四年度から國民運動を起して食糧充實の緊急事なることを宣傳すると共に、米穀を初の重要農産

01061

物の計畫的生産を實施してゐる。

本年度は内地に於ける米の生産目標は七千七百萬石とし、之に基いて各府縣に増産數量を割當てゝゐるが、本縣の生産目標は七十六萬石割當てられてゐる。(十四年度の増産目標は七十二萬石であつたが、未曾有の大旱魃のため所期の目的を達しなかつたが、それでも農家の撻まざる努力に依つて七十一萬石まで漕ぎつけた)従つて本年度は是非共目標に到達するやう農家各位の奮闘努力が期待される譯である。

を一層困難にし、殊に生産必須の資材たる肥料の不足は一段と生産増加に困難を加へてゐるが各農村では之等の最悪條件に打勝ち、且つ困難に堪へて豫定通りの生産増加に邁進しなければならぬ。

統制肥料たる硫安、石灰窒素、過燐酸石灰、加里塩は一月から八月までの分を各市町村に割當通知がしてあるのであるが、殆どどの市町村も充分な肥料を貰つてゐない。

縣では統制肥料を政府の方針である米麥重點主義で大体次の如く割當てることになつた。

作物別	作付反別	反當可能數量		
		硫安	石灰窒素	過燐酸石灰加里塩
水陸稻	一三、二〇一町	二、九六六貫	〇、四二五貫	五、二三三貫
麥類	一三、二〇〇	二、五四〇	〃	三、二〇五
桑	八、八八〇	五、八一八	〃	四、〇五四

蔬菜 其他	八、六〇〇	一、三四五	〃	二、一一二	〃
果 樹	一、二三〇	一、三三三	〃	五、一四〇	〃
綠 肥	六、三二八	〃	〃	四、九八三	〃

以上の割當は單肥でのみ配給されるのではなく、硫酸、過磷酸石灰は大體割當數量の半量と單肥半量を配合肥料として配給されるのであつて配給肥料は一號(桑)二號(麥)三號(稻追肥)六號(果樹)八號(稻麥基肥)の五種とし、約三十一萬噸を造る豫定である。

大豆粕、鰾粕は二月一日から統制され、府縣別の割當を受けることになつた。本縣二月分の割當は約三萬六千枚で、三月十五日以降から逐次入荷して居り、統制肥料と同様各市町村に適正な割當を行つてゐるが、化成肥料も同様割當を行ひ肥料の地方的偏在を避けてゐる。生産に最も必要な窒素肥料は、硫酸は約所要

量の八十%になつて居るが、大豆粕、鰾粕、石灰窒素、化成肥料等何れも從來に較べて少い割當であるから、自給肥料を増加して増産計畫を實現せねばならぬ。

縣では統制外肥料の縣内搬入、並に鰾粕、鰾粕等の縣内生産の肥料の確保に付ても充分對策を講じて緩和を圖つてゐるが、不足分は自給肥料で補給せねばならぬ。

自給肥料の増産は販賣肥料不足の際特に考慮實行が緊要である。縣は堆肥、綠肥、木灰等の自給を極力奨励してゐるが、特に本年春播青刈大豆の普及奨励を行つてゐる。有機質肥料の不足な桑園には是非綠肥を必要

とするから、縣は郡市養蠶專業組合を通じて種子の共同購入を助成することとし、それ〳〵種子の準備をさせてゐるので、組合と打合せて所要數量を至急申込むやうするがよい。

尙水田の青刈大豆の新規増加に對しても、同様郡市農會を通じて種子の購入助成を行つてゐる。更に乾土、燒土、泥土等の利用速成堆肥施用の、蠶渣、鶏糞の處理改善、山野草の刈取、青草の振込等を実施すれば販賣肥料の補給は可能である。勞力不足の際ではあるが、各農家互に申合せて起ち上り、大增産の完遂に努力せられたいものである。



戰時生活 問答

甲 生活の刷新だとか、生活の戰時體制化など

と呼ばれてゐますが、一體戰時生活とはどんな生活なのですか。どうも分つたやうで、さて實際にどうしたらいいかとなると、はつきり分らなくなるのですが。

乙 では逆にお尋ねしますが、現在車變がどうなつてゐるか、日本がどんな立場に立つてゐるかはいく御存じでせう？

甲 支那事變が四年目になつて、完全な長期戰になり、しかも武力戰と同時に、東亞の新秩序建設といふ偉大なる建設戰をやつてゐるといふことでせう。それなら分つてゐます。

乙 東亞新秩序の建設と一口には云ひますが、これは全く今までの世界の歴史にもない、偉大な建設戰です。この大事業をやり遂げるには、日本の全國民が非常にしつかりした覺悟をもつかゝらねばなりません。今までのやうにのんびりした心構へでは到底やつて行けるものではないですね。それに戰費も百何十億といふ大戰爭で、而も建設戰の爲には多くの物資が必要だと云ふことになつて來ますと、物質的な方面から

云つてもこれまでの様に安閑と無駄の多い生活は續けられないのです。こゝに生活を刷新して戦時に相應しい生活に改める必要が起つて來るのです。

甲 え、そのことは分つてゐるのですが、ではどんな點を改めなくてはならないか、どんな生活が戦時生活かといふことですね。それがどうもはつきりしないと思ふのですが。

乙 先づ第一に改めなくてはならないのは、生活に對する心構へです。「いま日本は非常に大きな戦争をしてゐるんだ」といふことを常に頭に置いて、「戦争に勝つにはどうせねばならぬか」「どんなことをしてはならないか」といふことつまり「國家のことを先づ考へて生活すること」が根本問題です。

甲 戦争をやつてゐるぐらゐの子供でも知つてゐるでせう。

乙 知つてはゐるでせうが、平時と餘り變らぬやうな贅澤な暮らしをしたり、遊興をする人があつたり、闇取引だとか買溜めだとかをやる人の

ある所を見ますと、その人は日本「が戦争をしてゐることを考へて生活してゐるとは言へないでせう。

甲 それはさうですが、これまでの習慣から自分の立場や利益のことを先に考へる癖がついてゐて、お國のために御奉公するといふ精神が足りないのですね。誰だつて日本がどうなつてもいい、戦争に負けつたつていいと思つてゐる者はないでせうが……その考へ方を直すのが確かに根本問題ですね。

乙 そうです。そこが徹底しなへすれば浮つ調子な生活は、第一、戦線の兵隊さんに對しても耻しくて出來ないといふことになります。それから次には戦争をやつて行く爲には物質が必要ですから、私達の日常生活で費ふ物を出來るだけ節約して、軍需品や、軍需品を輸入する爲の輸出品に振り向けるといふ、いはゆる全面的な消費の節約をしなくてはならないといふ事になります。また非常に澤山の戦費が要るから、かうした消費の節約、生活の無駄をなくす事によつ

て出來たお金を貯蓄しなければならぬといふ事になります。精神の緊張と、消費の節約と貯蓄、これが戦時生活の三原則といへるでせう。

甲 その三原則をもう少し具體的に、「こんなことをしろ」と示したものはありませんか。

乙 國民精神總動員運動で提唱してゐる「國民生活綱要」といふのがあります。その一は早起勵行、二は報恩感謝、三は大和協力、四は勤勞奉公、五は時間嚴守、この五つは緊張した生活にはどうしても必要でせう。六番目は節約貯蓄七番目は心身鍛錬です。

甲 生活の刷新、緊張した生活と云つても、長い間の習慣がありますから、急に「生活を改めろ」「心構へを變へよ」と言つても、實際問題としては非常に難しいことですね。

乙 さうです。ですから、まずどうしても改めなくてはならないやうな悪い點から、次第に改めて行くといふやうにしなければなりません。

甲 ではその「先づ改めなければならぬ點」といふのはどんな點ですか。

乙 まづ第一に、カフェーやバー、料理店、待合等で、夜遅くまで飯んで騒いでゐるといふやうな事です。それから麻雀とか玉突きなどに夢中になつて夜更しをすることなども、どうも戦争をしてゐる國民としては緊張が足りないといはれても仕方がないでせう。

甲 この頃軍需インフレとかで、花柳界や、カフェー、バーなどで相當に景氣がいつさうですが、全くこれはどうかと思ひますね。しかし「自分が働いた金で自分が遊ぶんだ。餘計なお節介はするな」と廣言する者があるさうですね。

乙 そこでですよ、根本問題といふのは、それが個人主義、功利主義の考へ方です。儲かるのはどうして儲かるか、よく考へて見れば決して自分だけの力でないことがわかる筈です。一方には事變の爲に打撃を受けてゐる人があるのです。一方忠勇な皇軍の將士が如何に戦線で勞苦をしてゐられるか、また日本の國が現在如何なる立場にあるかを考へれば、そのお金は無駄使ひ等出來るものではありません。國民のすべてが、

01066

一錢のお金を使ふにも、先づ日本の國家の役に立つか、立たぬかを考へてから使ふといつた心禁酒禁煙構へでなくてはなりません。

甲 よく分りましたが、それならついでに一切したらどうせう。

乙 勿論それが理想的ですが、長い間の習慣で出来ない人もあるでせう。ですから一般の人は出来るだけ禁酒、禁煙を實行し、どうしても廢められない人は、節酒、節煙を實行するやうにしたいものです。學生の禁酒、禁煙などは當然のことです。

甲 いさゝか脱線した質問かと思いますが、禁酒、禁煙をしたら専賣局や大藏省が困りはしないかといふ人がありますね。

乙 煙草が賣れなくなれば、外國へ輸出してそのお金で軍需品を輸入することが出来ますし、お酒が賣れなくなれば米を食糧の方へ廻しますから、食糧問題、米穀増産問題の解決にもなります。困るところの話ではありません。

甲 でも料理店とかバーとかいつたところは困

るでせう。
乙 それは困るでせうが、そんな方は事變中だからと諦めて頂くより外はないでせう。酒を飲むを飲んでフラフラしてゐる方が餘計困るでせう。

甲 パーマネントはどうですか？ 學生や青年の九刈は質實剛健で結構ですが、パーマネントは一遍かけて置けば後は手入れも簡単ですし、一々髪結さんへ行くより費用もかゝらず、第一活動それ的で職業婦人等にはいゝと思ひます。を外國人の真似だからといつて一律一体にいけないと言ふのは妙だといふ話があります。

乙 それも、あの雀の巢みたいなのが銃後の日本女性として適當でないといふので、パーマネントは一切いけないといふのではありません。外國人の真似はいけないから、みな日本髪を結へといふのも勿論ありません。要は戦時下に相應はしく質實であれといふのです。

甲 さうしますと、必ずしも雀の巢に限らず、

01067

お化粧にしる、服装にしる、ケバケバしいものは絶対にいけないといふことになりますね。

乙 さうです。一体、問題はパーマネントを止めるとか、止めないとかいふ小さな問題よりもパーマネントを止めることによつて、或は丸坊主になることによつて、「これから生活を改めるぞ」といふ心構へを作り、またさうした社會一般の空氣を作つて行くといふところに大きな問題があるのです。つまり緊張した銃後の生活の妨げとなるやうな目障りなものを除いて、戦時下の國民の眞剣な心構へを作る素地を作つて行かうといふのです。

甲 よく判りました。戦場の勞苦を偲んで私達も戦場來る氣で、眞剣な、緊張した生活を續けたいと思ひます。ついでには私達の生活の中で一番無駄の多いのは一体どこでせうか
乙 日本人の生活は、一般に非常に無駄が多いといはれます。先づ着物を非常に無駄があると思ひます。特に女の方の流行を追ふ衣裳は止めたいものです。

甲 でも女に、着物を一枚も作るなど云ふのは少々無理かと思ひます。

乙 一枚も作るなどいふのではありませんが、日本には箆筒の中に藏つてある、いはゆる死蔵衣類が三十億圓もあるといはれてゐます。殊に木綿や羊毛等は殆ど輸入品で、しかも前線で汗まみれ、泥まみれになつて働く兵隊さんの必需品です。出来るだけ着物を大切にし、これ迄のもので間に合はせて、一枚でも新しく作るのを少くするやうにしないでほしいのです。實際日本人の服装は複雑を極めてゐるのですから、もつと簡単なものを使ふやうにしたいものです。今度出來た男子用の國民服などは實によく出來てゐると思ひますが、女子服にしても、もつと簡単な服装も考へられると思ひます。それに今箆筒にしまつてある着物でも、きつとまだ充分に着られるものがある筈です。

甲 全く戦線のことを思へば、お洒落や見栄どころの話ではないと、つくづく感じます。殊にケバケバしい流行の衣裳など銃後の耻でせう。

一日限りの婚禮の衣裳なども贅澤の骨頂だと思ひます。

乙 結婚式も日本は非常に派手にやる風習がありますが、殊に贅澤な披露宴などは是非とも廢めなくてはなりません。そして戦時下に相應しい嚴肅な結婚式にしたいものです。

甲 お葬式にも随分無駄がありますね。花環や造花を贈つたり御馳走を出したり、香奠返しなど……

乙 勿論之も眞つ先に廢めなくてはならないものです。それから中元、歳暮の贈答など、これも絶対に廢めませう。

甲 でも盆暮の贈物の中には、主人の方から下の者へ下さるものなど、人情のこもつたものもありませんが……

乙 それまで廢めよとは云ひません。併し盆暮の贈答にせよ、不斷の贈答にせよ、殆ど大部分はお義理からで、貰つたから返さなくては悪いと云ふ形式的なものが多く、貰つて却つて困るのが普通でせう？

甲 困ると云へばお中元にせよお歳暮にせよ、

それからお葬式でも結婚式でも、世の中でそんなことをすることに決つてゐるから、自分一人で廢めるのが都合が悪くて困るのです。禮服の問題でも同じことです。こんなことは皆馬鹿らしいことだと感じてゐて、虚禮廢止、虚禮廢止といわれながら、それでゐて今日まで廢止出来なかつたのです。

乙 それだからこそ、非常時下の今日、徹底的に虚禮廢止をやらうといふのです。今日こそ生活刷新の絶好の機會です。單に虚禮廢止や生活刷新のためだけではありません。東亞新秩序の建設といふ、武力戦と建設戦と併行した大戦争をやり遂げるには、一面全面的な消費の節約をせねばならず、一面巨額の戦費を作るために貯蓄をせねばならず、そのどちらからいつても、國民生活を根本的に建直して戦時生活に入る必要があるのです。

甲 すべては心構への問題ですね。前の世界大戦當時のドイツの人達のことを思へば何でもないこととせう。明日といはず今日から一銭のお金を使ふにも、先づ日本のことを考へることに致しませう。日本あつての私達なんですから。



濕田の稻作

増収法

増収上留意すべき點

濕田の稻は稈長、穂長、穂數、一穂粒數等總て不利な状態にあつて、其の栽培も容易なことではないのであるが、米不足の今日、唯單に出來ない「濕田」として等閑に附すべき問題ではなく、研究すれば出來る「濕田」として國策に副はねばならぬのである。斯る見地から、濕田稻作増収法に付て其の主要を二、三記して見やう。

濕田に好適する品種の特性は稈長大、穂長、分蘗力も中以上で、吸肥力も甚しく強くないものゝ方が多くの場合優秀な成績を示し、之に反し短稈多蘗の吸肥力の強大な品種は餘り芳しくないやうである。

濕田の収量の少いのは排水不良で土壤の風化

が悪く、温度が低いために稻根の發育不充分的な所に原因してゐる。故に排水は顯著な効果がある譯である。

されば躍進的な増収をなすのには、思ひ切つて暗渠排水を実施することが一番いゝのであるが、之には相當多くの勞力と經費を要して實行は困難であるから、誰でも割合に手軽に實行し得る方法は土用中の田面排水法であらう。

此の方法は、分蘗最盛期である七月初旬に一且田の水を落して田面が稍々固まるのを待ち、二、三間毎に株間の土を幅五寸深さ四寸位の溝を作り、又田の周圍にも、二、三列目の株間通りに同様の溝を掘るのであるが、斯うすれば地下水位も下り、田面も乾燥して土温が上昇し、肥料の奏効も顯著となつて稻根の蔓延を援けることになる。

斯くして穂の形成期から再び灌水し、傾穗期に至つて父落水するのである。此の方法を行へば著しく収量を増加するので、濕田増収法の一つとして見逃すことの出來ない良法である。

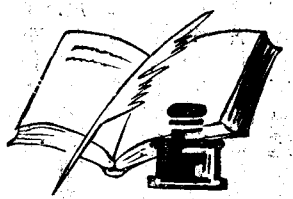
01073

肥料のやり方

濕田には古くからよく土肥が使用されてゐるが、之は畢竟風化の殆ど行はれぬ窒息状態にある濕田に對して、風化せる肥沃な土を入れると稻の生育に好結果を齎すからである。更に之に堆肥を併用すれば一層の効果が現はれることになる。

金肥としては硫酸、石灰窒素等速効性のものが成績が良い。殊に濕田に付きもの、根喰葉虫の害虫の防除は、石灰窒素が有効であるから是非使用したいものである。

石灰窒素は播種十日前に施し、而も淺く施すことが絶対必要な條件である。元來濕田の深耕は排水の伸はぬ限り効果はなく、肥料も餘り土中深く施してはならないし、又肥料を撒布する時は淺水にすることが肝要である。詰り深水では土壤に吸収されることが遅く、且つ一面養分を流亡する虞れが多分にあるからである。



本年の生活設計

光輝ある紀元二千六百年の生活設計は從來の生活設計とは大いに變つたものであらねばならぬ。即ち二千六百年と云ふ感激の年を迎へたのであるから國民は新に建國の大精神に自覺め、自己中心、個人主義を捨て、献身奉仕、滅私奉公の日本精神に徹底しなければならぬ。詰り新しき生活設計は此の精神に基いて行はれなければならぬのである。

自分が如何に多くの財産を持つてゐても、それは悉くお國のものであつて自分のものではなく、自分は唯その管理を託されてゐるだけである。従つて一錢と雖も國家の損になるやうなことに使つてはならないと云ふことを悟らなければ

01071

ばならぬ。此の精神に立返つて初めて簡素生活とか、消費節約とか、或は資源愛護とか勤儉貯蓄とか云ふことが徹底するのである。

簡素生活を實行し、無駄を省き、消費を節約するために最も大切なことは豫算生活である。之が家庭經濟合理化の根本である。

今日天引貯金とか一錢貯金とか、感謝貯金、克己貯金、歩き出し貯金、散髪貯金、握米貯金等と色々の貯金が行はれてゐるが、斯んなことでは百億貯蓄の目的を達することは出来ないのであつて、もつと計畫的組織的に、家計全体に強い統制を加へるためにどうしても豫算生活を行はなければならぬ。

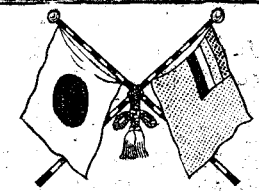
豫算生活とは、年の初めとか月の初めに收支豫算を樹て、其の範圍内で生活をするのであるが、月末に收支別を合計して見て豫定通り行つてゐなかつた場合には、更に其の次の月は極力引締めて行くと云ふやうに努力するのである。次には精神生活の設計が必要である。唯毎日あれやこれやと追はれ追はれて、譯の分らない

日を送る舵なき船のやうな家庭が多いのであるが、之では幸福な生活が出来る筈はない。

然らば家政の中心となるべき家庭の最も大切な仕事は何であるかと云へば、先づ家族の慰安家族の心身の修養、子供の教育であつて、此の基礎の上に更に設計せられなければならぬ事項は大體次の通りである。

- 一 温かき家庭の建設
- 一 健全なる家風の作興
- 一 家族一齊早起體操
- 一 家族總動員の勤勞作業
- 一 家庭朝禮
- 一 家庭作法の尊重
- 一 四大節家庭祝賀
- 一 克己目設定
- 一 家族日課表及び年中行事表の制定
- 一 家庭娛樂の振興
- 一 育児法の研究
- 一 子供の躾け方改善

01072



滿蒙開拓青 少年義勇軍 (二)

内地訓練所

滿蒙開拓青少年義勇軍内地訓練所は茨城縣東茨城郡下中妻村にある。

縣職員に引率せられ、遠大な希望を胸に抱きながら隊伍堂々と内地訓練所に到着入所すると其の日から義勇軍は各隊に編成せられ日輪兵舎に收容せられて、簡素を旨とした衣食によつて一切を自分の手で行ふ自活的な共同生活が始まる。

訓練生は中隊長を中心として一體となり、早朝から禮拜、學科、教練、武道、體操、作業、實習を行つて、就寢するまで毎日規律正しき緊張した生活を二ヶ月以上續け、義勇軍たる資格

を鍊磨し渡滿の勢揃へをするのである。
尙訓練生の中から適格者を選んで次のやうな特別の訓練も行はれる。

イ、準幹部訓練

訓練生の中から、修業に精進し模範訓練生として自治的な共同生活の中核となつて活動するに足る適格者を選定し、約四ヶ月の訓練を施して小隊長の任務に當らしめるものである。

ロ、特 技 訓 練

訓練生の中には特殊な技術の経験や天分のある者も少くないので、これらの優れた素質を伸ばし、現地訓練所の共同生活は勿論、他日開拓地の農村建設に役立たせる爲に四ヶ月次のやうな特技訓練を施すのである。即ち衛生、建築、榮養、縫工、蹄鐵、醸造、喇叭鼓隊等がそれである。

さてかうして無事に内地訓練を終了すると、所定の被服、携帶品等を支給され、中隊(凡そ三百名)毎に夫々指導員に引率されていよいよ憧憬の滿洲に向つて出發する。

01073

先づ内原から東京へ出て二重橋前で宮城を遙拜し、次いで伊勢の皇大神宮に參拜して敦賀、新潟、神戸、下關等から乗船して、清津、羅津又は大連、釜山等を経由して大陸に到着、滿洲の現地訓練所に配属されるのである。

現地訓練所

現地訓練所では義勇軍綱領の精神に則り、生活訓練、數學、農事、軍事、武道、特技訓練等を通じて心身を鍛鍊陶冶し、滿洲建國の聖業を翼賛するに足る開拓農民を育成することを目的として三ヶ年間の訓練を實施するのである。

(一) 訓練の内容

現地訓練は基本訓練所(大訓練所)で一ヶ年、實務訓練所(小訓練所)で二ヶ年間實施することになつて居り、訓練所には日本法令により青年學校が設置されてゐる。訓練の要領は概ね左の通りである。

1 生活訓練

神社を中心とした大家族主義を理想として

精神指導を行ふとともに、四季に即した日課表と當番制によつて規律正しい生活を爲さしめ、圖書や標本を利用して自學自習の良風を養ひ、乗馬、狩獵、陸上競技、運動會、角力、野球、スケート等によつて、健康の増進を圖ると同時に士氣を鼓舞し、又花卉園の造營、ラヂオ、蓄音機、喇叭鼓隊の演奏、修養會の開催等によつて情操の陶冶を圖つてゐる。

2 教 學 訓 練

訓練生の心身の發達に適應する爲年齢知能を考慮した班を編制して學科を教授してゐる。學科目は修身公民、普通學科(國語、滿語、歴史、地理、數學、博物、理科)、農業科(作物園藝、土壤、肥料、氣象、農具、病蟲害、林業農産加工等)で、教科書も既に學習資料、理科資料、滿語等を使用し、昨冬農閑期から數學、作物、園藝、林業、畜産、農家經營等の教科書も使用してゐる。

3 軍 事 訓 練

警備及び戰鬥等の基本訓練を主とし、防空、

01073

防塵、其の他必要な非常訓練を行ふ。

4 農事訓練

農耕を通じて農民魂を鍛錬すると共に、滿洲農業に關する知識技能を體得せしめ、更に將來開拓民として立派に自立出来るやうな創意と工夫力を修得せしめるやう訓練を行ふ。

5 特 技 訓 練

農産加工、鍛工、蹄鐵工、鋸力工、縫工、トラクター、トラック及びグライダー、建築、建具工、桶工、煉瓦工、ホームスパン、製炭、衛生榮養等の特技者を養成する。

(二) 訓練所の種類

訓練所には次のやうな種類がある。

1 基本訓練所

渡滿後一ケ年間、滿洲の氣候風土衣食住等に親しませ、滿洲國の一般事情に通せしめるやう豫備訓練を與へると共に、教學教練を主にして義勇軍の基本訓練を施す所で、大規模に諸種の施設も整備されてゐるから綜合的訓練が出来るやうとなつてゐる。鐵驪、嫩江、勃利、對店訓練所

練所がこれである。

2 特別訓練所

基本訓練所に代用され、又特別な訓練を實施する爲に設けられたもので、一面坡、哈爾賓、昌圖訓練所等がある。

3 實務訓練所

實務訓練所には左の四種類があり、此處では心身の鍛錬及び教學の指導も行ふが、基本訓練所に比べれば農耕其の他實務訓練に主力を注ぎ、二ケ年間の訓練を實施する。

イ、甲種實務訓練所 二ケ年間の訓練の後集團開拓地として其のまま其處に定着せしめるもので現在十三ヶ所ある。

ロ、乙種實務訓練所 二農年を一期として訓練生を交替に收容し、専ら農耕其の他實務訓練を目的とする固定的な訓練機關である。二農年の訓練を終ると他に適當な開拓地を選定して其處に定着することになつてゐる。この乙種訓練所は九ヶ所ある。

ハ、丙種實務訓練所 基本訓練所を修了し耕地若干の村共有地を有する農村を作るのである。 兵役關係に就ては、徵兵検査は現地で受け、滿洲で關東軍に入營することが出来る。

01075

た者の中で専門的技能を有つ者や天分のゑる者に對し、特殊技能を訓練する所で、此處では將來の義勇軍の指導員、鑛工、其の他の方面に於ける重要な要員を養成するのである。

ニ、鐵道自警村訓練所 此の訓練所は、乙種實務訓練所と同じ性質のものであるが、鐵道の沿線に配置されて訓練と同時に鐵道の安全を期する使命を持つてゐる訓練所で、南滿洲鐵道株式會社が政府の委託を受けて經營してゐる。

(三) 保 健 衛 生

各訓練所には立派な病院又は診療所が建設せられ、醫師、看護員、看護婦、榮養指導員、寮母等が配屬されて、榮養、看護、治療等を指導し、積極的に健康増進に努力してゐる。尙哈爾賓には各科綜合の病院が設けられて治療の萬全を期してゐる。

(四) 現地訓練終了と兵役關係 現地訓練を終了した者は原則として政府の補助金を受け、建農國民となり一戸當り十町歩の

☒ 携帶品及び支給品

内地訓練所入所の時は、仕事着、夏冬シャツズボン下、寢巻、腹巻、地下足袋、下駄、筆硯手拭、小洗面器、針、糸、其の他日常手廻品等家庭で日常本人が使用してゐたものは成るべく携行するがよい。

内地訓練所では渡滿前に制帽、制服上下、ズック靴、ゲートル、リュックサック、飯盒、水筒食器及び食器袋を支給せられ、渡滿後現地訓練所では防寒具、作業着、肌着、軍手、軍足、其の他必要な被服類を支給せられる。寢具は内地現地兩訓練所共に備へつけてあるから携行するには及ばない。

この他現地訓練所では齒磨粉、齒刷子、タオル、石鹼等の日用品及び鉛筆、手帖、小刀、イ

シク、ペン、其の他の文具類、切手、葉書、便箋、封筒等の通信用品や其の他必需品を支給してゐる。

尙詳細に就いて知り度いことは市町村役場、學校、青年團、縣學務部社會課、拓務省拓務局東亞第二課、滿洲移住協會等のいづれかに問合せられたい。



支那事變國債第十 五回郵便局賣出し

支那事變國債第十五回郵便局賣出しが左の要項によつて來る四月二十二日から五月三日まで全國の郵便局から行はれます。特に今回は紀元二千六百年を奉祝する記念マークの附いた國債を賣出すことになつてゐます。確實な利殖と、不時の用意に備へると共に國家の事變費の調達に

× × ×

貢獻し、併せて紀元二千六百年の輝かしい盛事を記念するために皆が此の國債を買つて聖戰の遂行に力を添へませう。

國債はこれまでも度々記したやうに、登録國債にして置くこと元金利子の支拂も便利に取扱つて貰へますし、盜難などの心配もありません。この登録は無料で全國の日本銀行の本店、支店代理店で取扱つて居ります。又郵便局賣出しの國債は郵便貯金の通帳と一緒に郵便局に出せば一枚に付拾錢で償還の日迄安全に保管して貰へます。登録にした國債も、郵便局に預けた國債も何時でも亦引出すことが出來ますから、少しも不便はありません。

◆利札附國庫債券

賣出値段 二十五圓券——二十四圓五十錢
五十圓券——四十九圓
百圓券——九十八圓
五百圓券——四百九十圓
千圓券——九百八十圓
利率 年三分五厘

利 廻 年三分六厘八毛
利拂期日 六月一日、十二月一日、六月二回
償還期限 昭和二十二年六月一日
元金支拂場所 全國の郵便局、日本銀行本店及代理店

◆割引國庫債券
賣出値段 十圓券——七圓
二十圓券——十四圓
償還期日 昭和二十五年六月八日
償還金支拂場所 全國の郵便局、日本銀行本店及代理店

(此の割引國庫債券には税金はかかりません)



廢品回收便利帳

資源愛護の國策に順應するため、縣では廢々

廢品の回收運動を行つて來たのであるが、縣民の協力によつて非常な發展を收めたので、之に力を得て十五年度からは更に此の運動を一層拍車をかけるべく、去る四月十四日から十六日まで鳥取南丸由百貨店で廢品回收展覽會を開催し、資源愛護を強調する數語の資料を陳列して一般に呼びかけ、觀覽者に多大の感銘を與へ盛況裡に終了した。

廢品回收の心得

- 一 廢品整理箱を種類別に設備して下さい
例へばボロ入、金物屑入、紙屑箱、ゴミ屑箱
- 二 廢品は死蔵せず國のためにとし、出して屑屋に拂ひ下げて下さい
- 三 廢品は焼いたり捨てないで屑屋に賣つて下さい
- 四 屑屋さんの買はない細かい廢品は纏めて

共同して賣つて下さい(例へば蓄音機の針、安全剃刀の刃、釘)
 五 廢品は標準價格で正しい目方で屑屋へ賣つて下さい

廢品の標準(最低)價格

品目		買入		値段	
混	鐵	一貫目	上	二〇	〇
	鐵	一貫目	下	一五	〇
鑄	鐵	同	同	二五	〇
ブリ	キ	同	同	〇	八
針	金	同	同	二	三〇
其ノ他	同	同	同	二	〇〇
管	同	同	同	八	〇
其ノ他	同	同	同	四	〇
延	ニウム	同	同	四	五〇

類		維		織		類	
ウム	鑄物ニウム	同	同	同	同	同	同
錫	空	同	同	同	同	同	同
餘	真餘(混)	同	同	同	同	同	同
綿	綿	同	同	同	同	同	同
毛	毛	同	同	同	同	同	同
麻	麻	同	同	同	同	同	同
洋	古新聞紙	同	同	同	同	同	同
紙	雜	同	同	同	同	同	同
和紙	和	同	同	同	同	同	同
瓶	ビール空瓶	同	同	同	同	同	同
	ナイター空瓶	同	同	同	同	同	同
	遠距離	同	同	同	同	同	同
	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇
	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	一〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

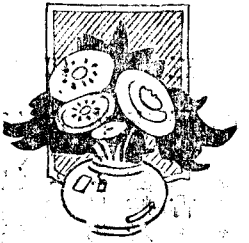
類		類	
一	升	同	〇八
二	壘	同	〇八
三	靴	一貫目	〇五
四	靴	同	〇五
五	靴	同	〇五
六	靴	同	〇五
七	靴	同	〇五
八	靴	同	〇五
九	靴	同	〇五
一〇	靴	同	〇五
一一	靴	同	〇五
一二	靴	同	〇五
一三	靴	同	〇五
一四	靴	同	〇五
一五	靴	同	〇五
一六	靴	同	〇五
一七	靴	同	〇五
一八	靴	同	〇五
一九	靴	同	〇五
二〇	靴	同	〇五
二一	靴	同	〇五
二二	靴	同	〇五
二三	靴	同	〇五
二四	靴	同	〇五
二五	靴	同	〇五
二六	靴	同	〇五
二七	靴	同	〇五
二八	靴	同	〇五
二九	靴	同	〇五
三〇	靴	同	〇五
三一	靴	同	〇五
三二	靴	同	〇五
三三	靴	同	〇五
三四	靴	同	〇五
三五	靴	同	〇五
三六	靴	同	〇五
三七	靴	同	〇五
三八	靴	同	〇五
三九	靴	同	〇五
四〇	靴	同	〇五
四一	靴	同	〇五
四二	靴	同	〇五
四三	靴	同	〇五
四四	靴	同	〇五
四五	靴	同	〇五
四六	靴	同	〇五
四七	靴	同	〇五
四八	靴	同	〇五
四九	靴	同	〇五
五〇	靴	同	〇五
五一	靴	同	〇五
五二	靴	同	〇五
五三	靴	同	〇五
五四	靴	同	〇五
五五	靴	同	〇五
五六	靴	同	〇五
五七	靴	同	〇五
五八	靴	同	〇五
五九	靴	同	〇五
六〇	靴	同	〇五
六一	靴	同	〇五
六二	靴	同	〇五
六三	靴	同	〇五
六四	靴	同	〇五
六五	靴	同	〇五
六六	靴	同	〇五
六七	靴	同	〇五
六八	靴	同	〇五
六九	靴	同	〇五
七〇	靴	同	〇五
七一	靴	同	〇五
七二	靴	同	〇五
七三	靴	同	〇五
七四	靴	同	〇五
七五	靴	同	〇五
七六	靴	同	〇五
七七	靴	同	〇五
七八	靴	同	〇五
七九	靴	同	〇五
八〇	靴	同	〇五
八一	靴	同	〇五
八二	靴	同	〇五
八三	靴	同	〇五
八四	靴	同	〇五
八五	靴	同	〇五
八六	靴	同	〇五
八七	靴	同	〇五
八八	靴	同	〇五
八九	靴	同	〇五
九〇	靴	同	〇五
九一	靴	同	〇五
九二	靴	同	〇五
九三	靴	同	〇五
九四	靴	同	〇五
九五	靴	同	〇五
九六	靴	同	〇五
九七	靴	同	〇五
九八	靴	同	〇五
九九	靴	同	〇五
一〇〇	靴	同	〇五

廢品再生の姿

- 一 綿、襪襖、綿屑(古着、古靴下、古綿、糸屑) || 人絹、ステープルファイバー、セロファン紙、綿糸布、蒲團綿等
- 二 毛襪、毛屑(古洋服、古靴下、古帽子) || 羅紗、毛布、帽子等
- 三 紙屑(反古紙、古雜誌、古新聞) || 印刷用紙、包裝紙、紙袋等
- 四 古ゴム(古ゴム靴、古ゴム紐、古ゴム毯、古ゴム足袋、古麻裏等) || 再生ゴム、麻裏、防駭材等
- 五 屑鐵(古トタン板、古釘、古鍋釜、古刃物、ブリキ罐) || 鍛鋼、鑄物類

- 六 鉛屑(古電池、古活字、鉛管屑、鳥眞フィルム包装) 鉛地金、半田、活字、塗料、顏料等
- 七 亞鉛屑(古トタン板等) || 亞鉛地金、眞鍮、洋銀、亞鉛末等
- 八 錫屑(古錫器、齒磨チューブ、菓子包装紙、ブリキ罐等) || 錫地、金青銅、半田等
- 九 銅、眞鍮、青銅屑(銅板、銅線屑、銅屋根、電球口金、金ボタン等) || 銅地金、眞鍮、地金、青銅地金等
- 十 アルミニウム屑(古玩具、古辨當箱、古鍋釜等) || アルミニウム地金等

x x x x



滿洲開拓青少年 義勇隊訓練所 醫師募集

近年滿洲への開拓青少年義勇隊の入植は著しく増加し、今後も政府の奨励に依つて著大な入植を見るのであるが、従つて保健衛生上醫師の増員は焦眉の急となつて來たので、拓務省では今回滿洲開拓青少年義勇隊訓練所に於て診察、保健衛生特に訓練生の増健指導に従事すべき醫師を無制限に募集することになつた。

應募資格は日本に於て開業の資格(専門科の種類を問はず)を有する者であつて身體強健、意思鞏固なる年齢概ね四十五歳までの者である。提出書類は願書、家族調書、健康診断書、半身脱帽の手札型寫真各一通、履歷書(免許下附年月日及登録番號記入のこと)戸籍抄本各二通

昭和十五年四月十九日印刷
昭和十五年四月十九日發行

で、本月廿五日までに縣社會課拓務係宛提出すればよい。
採用決定後は滿洲開拓青少年義勇隊訓練本部職員に採用、ハルビン中央醫院又は義勇隊訓練所に配屬の上教士に任せられるのであるが、収入は月收三百圓から五百圓程度であつて、宿舎は無料貸與せられざる筈である。
尚ほ赴任旅費は二百三十圓程度で、家族を招致する場合は別に其の旅費が支給せられる。

統制違反は
銃後の耻辱

發行者 鳥取縣鳥取市東町
印刷所 鳥取縣氣高郡大正村大字古梅
鳥取刑務支所